



3月は被保険者証の更新時期です！

現在、お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は**3月31日**までです。
 納期限内に国民健康保険税を完納している世帯に、新しい被保険者証を郵送しますので、まだ納付されていない場合は、早めの納付をお願いいたします。なお、国民健康保険税の未納がある世帯は、役場の国保窓口での被保険者証更新となります。

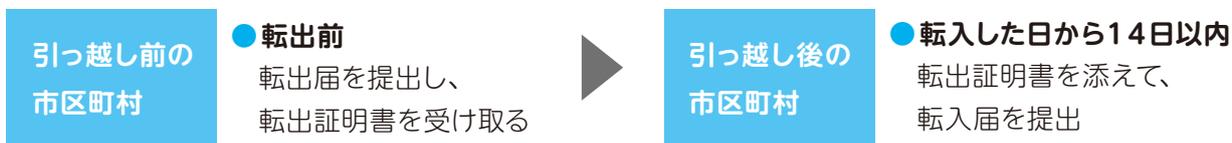
国民健康保険税	更新方法
未納がない世帯	<p>郵送</p> <p>※平成30年2月28日時点、納付期限内に国民健康保険税を完納されている世帯 ※3月中に世帯全員分の被保険者証を世帯主宛てに簡易書留で郵送します。 ※事前に、郵送対象者であることを文書で通知することは特にありません。</p>
未納がある世帯	<p>役場の国保窓口での更新</p> <p>※国民健康保険税の未納がある世帯（分割納付世帯も含む）</p> <p>日時：3月8日（木）～3月30日（金） 平日9時～17時</p> <p>場所：役場1階 福祉健康課 国保窓口（③番窓口）</p>

お問い合わせ：福祉健康課 国保係 ☎966-1207

引っ越ししたら住民票を移しましょう！

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる**寮・アパート等が住所地**になります。
 住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。
 上下水道やごみ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや**選挙人名簿**への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。

転出・転入の手続きは**簡単**です！



○転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード（個人番号カード）」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードをお持ちください！

Q. 引っ越して3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

A. 引っ越し前の住所（旧住所地）に3ヶ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！

※都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は当該選挙の投票はできません。

お問い合わせ：選挙管理委員会 ☎966-1200